

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

1 令和 8 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第 1 2 2 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 1 議案第 1 2 2 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 2 新旧対照表

令和 8 年 8 月 2 6 日

消 防 局

(予防部 保安課)

議案第 1 2 2 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するもの

1 改正内容

法令の一部改正に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 3 9 条の 2 2第 1 項」→「第 3 9 条の 1 1第 1 項」

2 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行

議案第 1 2 2 号参考資料

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例関係

1 条例改正に係る法令とその内容・背景

高圧ガス保安法の一部改正（令和 4 年 6 月 2 2 日公布 この条例の関係部分は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行）

完成検査及び保安検査に係る認定についての規定が削られたことに伴い、高圧ガスの製造のための施設の位置、構造又は設備の変更の工事の完成検査の特例についての規定が繰り上げられたもの

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月 24 日 条例第34号		○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月 24 日 条例第34号	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
区分	金額	区分	金額
1～41 （略）	（略）	1～41 （略）	（略）
42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の 3 第 1 項の規定に基づく同法第36条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1 件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第39条の11第 1 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の 3 第 1 項の規定に基づく同法第36条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1 件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第39条の22第 1 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
43～52 （略）	（略）	43～52 （略）	（略）